

加茂商工会議所 会員情報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 414 号 / R5. 2. 28 発行

◆所得税、贈与税、個人事業者の消費税の 申告・納付期限は 3月15日(水)まで

○申告期限・納付期限 ～申告書・決算書等は当所でも提出できます～

税目	申告・納付期限	納税振替日
申告所得税及び 復興特別所得税	令和5年3月15日(水)	令和5年4月24日(月)
贈与税		
個人事業者の消費税	令和5年3月31日(金)	令和5年4月27日(木)

○申告書・決算書等は当所でも提出できます。

○令和4年分確定申告書等作成コーナー公開中 *こちらから→

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/渡邊) まで。



自宅から
ネットが便利
申告・納税
e-Tax
国税電子申告・納税システム

◆小規模企業共済のご案内 ～退職金の準備をお手伝いします～

掛金は増減自由!しかも年額掛金が所得から全額控除!!

[加入資格] 常時使用する従業員数が20名以下(商業・サービス業5名以下)の個人事業主または会社役員の方が対象です。

※個人事業主の「共同経営者(配偶者専従者、後継予定者)」も加入できます。

[掛金] 1,000円から70,000円の範囲内で自由に設定可能。

(例えば…月15,000円×12カ月=180,000円 ⇒ 全額所得控除)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/大橋) まで。

◆令和6年1月から電子帳簿保存が義務化

請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、電子データを一定の要件※を満たした形で保存することが必要です。

令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)が、令和6年1月1日からは保存要件に従って電子データの保存が行えるよう、準備が必要です。

※「一定要件」については国税庁HPよりご確認ください。

国税庁HPはこちらから



※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/渡邊) まで。

◆マル経融資制度をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が、前4年いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方のために制度が拡充されています。

担保なし・保証人なし・保証料なし

1.30%-0.90%=0.40%

※4年目以降は通常金利（3月1日現在 1.30%）

◎対象企業 常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下

〃 製造業・建設業・その他：20人以下

◎融資限度額 1,000万円（既存マル経融資とは別枠で借入可能）

◎返済期間 運転資金7年（据置3年以内） 設備10年（据置4年以内）

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/明間、大橋、山本）まで。

◆第44回新入社員歓迎式典並びに新入社員セミナーのご案内

○日時 令和5年4月12日（水）13:30～16:50

○場所 加茂市産業センターホール ○参加費 無料

○内容 ①新入社員歓迎式典（13:30～14:10）

②新入社員セミナー（14:20～16:50）

講師：Kアプローチ/フリーアナウンサー 菊野麻子氏

内容：ビジネスマナー、社会人としての意識改革、職場のルールとマナー等

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/星野）まで。

◆研修室が使いやすくなりました

大型モニター設置のお知らせ



当商工会議所が所有する研修室（2階）に、この度、大型モニター（シャープ製75V型）を設置いたしました。オンライン研修やミーティング等に、ぜひ、ご活用ください。

なお、大型モニターを使用する際は、会場料とは別に料金が必要です。また、カメラ、マイク、貸出用パソコンはありませんので持参してください。

使用する時間帯	午前 9:00～ ～12:00	午後 12:00 ～17:00	夜間 17:00 ～21:30	午前～午後 9:00 ～17:00	午後～夜間 12:00 ～21:30	全日 9:00 ～21:30
料金(税込)	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/本間）まで。

◆ 10月からインボイス制度がスタート

インボイスを発行するためには、事業者の登録申請が必要です

インボイス制度は、登録を受けた課税事業者のみが「インボイス」を発行することができ、インボイスがないと、消費税の仕入税額控除ができなくなる制度です。

★インボイス支援措置について

①免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!**

②**免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合**

補助上限額が一律 50 万円加算されます!

詳しくは



※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/渡邊) まで。

◆ 公式インボイス講座(オンライン)のご案内

10月から施行されるインボイス制度は、自社だけでなく取引先の税負担など、多くの企業が影響を受けることとなります。にいがたインボイス制度普及協議会では経営者・経理担当者に向けて「制度の概要」と「具体的な対応事項」を解説するオンラインセミナーを開催します。

○日時 3月9日(木)、16日(木)、23日(木)、30日(木)

いずれも14:00~15:45 (開場13:55)

○参加費 無料

※下記URLまたは、QRコードからお申し込みください。



https://go.freee.co.jp/invoice_course_2022_niigata.html?utm_source=email

※お問い合わせは、にいがたインボイス制度普及協議会事務局 TEL:070-2836-7211 まで

◆ 国民年金基金の5つのメリット~確定申告でわかるオ・ト・ク!~

国民年金基金の掛金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。この機会にぜひ、加入をご検討ください。

1. 一生受け取れる「終身年金」

65歳から一生受け取れる終身年金が基本。長い老後の生活に、今から備えられます。

2. 年金額が確定、掛け金額も一定

掛金により、将来受け取る年金額が確定。加入時の掛金額は、払込期間終了まで変わりません。

3. 税制優遇があります

掛金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告により税金が軽減されます。また、受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。

4. 掛け捨てになりません

万が一、加入されている方が早期に亡くなった時は、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。

5. 自由なプラン設計

ライフプランに合わせて年金額や受取期間を設計でき、加入後もプラン変更が可能です。また、掛金を年度分前納すると割引があります。

※詳しい内容はURLよりご確認ください。→ <https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

※お問い合わせは当商工会議所 TEL:52-1740 まで

◆令和5年度 雇用保険料率のご案内

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

*4月1日以降最初の締め日によって支給される給与から新しい料率に変更が必要となります。

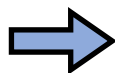
事業の種類	負担者		②事業主		①+② 雇用保険料率
	①労働者				
一般事業	6/1000	9.5/1000	失業・育児 雇用二事業	6/1000 3.5/1000	15.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	失業・育児 雇用二事業	7/1000 3.5/1000	17.5/1000
建設事業	7/1000	11.5/1000	失業・育児 雇用二事業	7/1000 4.5/1000	18.5/1000

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／大湊）まで。

◆健康保険・介護保険料率が3月分（4月納付分）から変更

【健康保険料率】

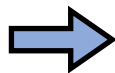
給与・賞与の**9.51%**
令和5年2月分(3月納付分まで)



給与・賞与の**9.33%**
令和5年3月分(4月納付分から)

【介護保険料率】

給与・賞与の**1.64%**
令和5年2月分(3月納付分まで)



給与・賞与の**1.82%**
令和5年3月分(4月納付分から)

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料が加わります。

※賞与については、3月1日以降の支給分から変更後の保険料率が適用されます。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／大湊）まで。

◆会議所3月の主な行事予定のご案内

1日(水) ・建設部会役員会・建設関連業セミナー 15:30～	14日(火) ・3月常議員会 12:00～
10日(金) ・正副会頭会議 12:00～	29日(水) ・通常議員総会 16:30～

※切らずにこのままFAXしてください

セミナー参加・国民年金基金申込をご希望の方は、下記申込書によりお申し込みください。

事業所名		参加者名	
住所		電話番号	
1. 新入社員セミナー		2. 国民年金基金	
※該当するものに○をつけてください。			

(FAX:52-4100)